

審議会等委員への女性の参画状況調査表 令和7年度分

資料6

連番	課名	審議会等名	根拠法令	定数	令和8年3月31日現在の状況					公募していない場合は、その理由と今後の見込みなど	女性委員数が1/5以上でない場合は、その理由と今後の見込みなど
					設置・委 嘱の有無	委員数			公募		
					男性	女性	女性 比率				
1	秘書課	木更津市名誉市民審議会	木更津市名誉市民条例	10以内	×						
2	総務課	木更津市情報公開・個人情報保護審査会	木更津市情報基本条例	5	○	4	1	20.0%	×	開示請求に係る不服申し立てに対する審査及び番号法に係る重点項目評価書の取扱いに関する意見を述べる等高度な専門性が要求されるため。	
3	総務課	木更津市情報公開総合推進審議会	木更津市情報基本条例	15	○	13	2	13.3%	○		15名のうち2人が公募、5人が専門職、8人が団体推薦であるが、団体推薦者が男性多数となっているため、現状の女性比率となっている。
4	総務課	木更津市行政不服審査会	木更津市行政不服審査法施行条例	3	○	3	0	0.0%	×	審査請求に係る事件について調査審議を行う附属機関であり、高度な専門性が要求されるため。	各専門分野から委員を依頼しているが、女性が少ない分野からは登用が難しいため。
5	危機管理課	木更津市防災会議	木更津市防災会議条例	40以内	○	26	5	16.1%	×	事業内容の専門性等から委員構成があて職となっており、公募は適さない。	左記の職に女性が就いていないため、女性比率が低くなっている。今後も継続して定員を増員するにあたり、女性の選出に配慮いただく働きかけを実施する予定である。
6	危機管理課	木更津市国民保護協議会	木更津市国民保護協議会条例	35以内	○	23	3	11.5%	×	事業内容の専門性等から委員構成があて職となっており、公募は適さない。	左記の職に女性が就いていないため、女性比率が低くなっている。今後も継続して定員を増員するにあたり、女性の選出に配慮いただく働きかけを実施する予定である。
7	情報経営課	行政改革推進委員会	附属機関設置条例	15以内	○	8	1	11.1%	○		今年度団体内の委員変更があり、以前は女性委員だったが男性委員へ変更となった。委員改選時には、女性委員の推薦について努めることとしたい。
8	情報経営課	指定管理者候補者選定委員会	附属機関設置条例	9以内	○	7	2	22.2%	○		
9	情報経営課	木更津市DX推進ネットワーク本部	木更津市地域情報化推進ネットワーク本部設置要綱	10	×						
10	企画課	合併調査研究委員会	附属機関設置条例	30以内	×						

審議会等委員への女性の参画状況調査表 令和7年度分

資料6

連番	課名	審議会等名	根拠法令	定数	令和8年3月31日現在の状況					公募していない場合は、その理由と今後の見込みなど	女性委員数が1/5以上でない場合は、その理由と今後の見込みなど
					設置・委嘱の有無	委員数			公募		
						男性	女性	女性比率			
11	企画課	木更津市総合計画審議会	附属機関設置条例	25以内	○	20	5	20.0%	○		
12	観光振興課	みなとまち木更津推進協議会	みなとまち木更津推進協議会規約	なし	○	10	2	16.7%	×	本協議会では、木更津市基本構想に掲げたみなとまち木更津再生プロジェクトの実現に向け、「みなと」及び「街なか」に関わりの深い組織、市民団体等に委員の推薦を依頼している。引き続き、同様の対応をしていく見込みである。	本協議会では、木更津市基本構想に掲げたみなとまち木更津再生プロジェクトの実現に向け、「みなと」及び「街なか」に関わりの深い組織、市民団体等に委員の推薦を依頼している。引き続き、推薦依頼時に女性の推薦について働きかけたい。
13	財産活用課	木更津市財産利活用推進委員会	附属機関設置条例	7以内	○	5	0	0.0%	×	木更津市の財産の利活用の推進に関する重要事項を調査審議するための附属機関であり、高度な専門性が要求されることから、学識経験のある適任者を選定し、委嘱しているため、公募していない。	審議内容の専門性から、各団体へ委員の推薦依頼を行っているが、女性の推薦がなかったため。
14	市民課	住居表示審議会	附属機関設置条例	10以内	×						
15	保険年金課	国民健康保険事業の運営に関する協議会	木更津市国民健康保険条例施行規則	16	○	12	4	25.0%	○		
16	市民活動支援課	木更津市協働のまちづくり活動支援事業選考会	木更津市協働のまちづくり活動支援金交付要綱	20以内	○	8	4	33.3%	○		
17	市民活動支援課	木更津市市民活動支援センター運営協議会	木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例	10以内	○	6	4	40.0%	○		
18	地域共生推進課	木更津市男女共同参画推進委員会	附属機関設置条例	20以内	○	3	10	76.9%	○		
19	地域共生推進課	木更津市交通安全対策会議	交通安全対策基本法・木更津市交通安全対策会議条例	20以内	○	14	2	12.5%	×	本会議は、交通安全施策の基本的な事項を定める交通安全計画の審議を行うものであり、専門性が求められるため。	木更津市交通安全対策会議条例第3条に規定により、交通安全施策に関する部局の職員を委員としているため。

審議会等委員への女性の参画状況調査表 令和7年度分

資料6

連番	課名	審議会等名	根拠法令	定数	令和8年3月31日現在の状況					公募していない場合は、その理由と今後の見込みなど	女性委員数が1/5以上でない場合は、その理由と今後の見込みなど
					設置・委嘱の有無	委員数			公募		
					男性	女性	女性比率				
20	こども政策課	木更津市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法	18以内	○	9	8	47.1%	○		
21	健康推進課	木更津市献血推進協議会	木更津市献血推進協議会要綱	26	×						
22	健康推進課	木更津市予防接種健康被害調査委員会	木更津市予防接種健康被害調査委員会規則	5	○	5	0	0.0%	×	予防接種健康被害調査委員会規則第3条の規定により委員の構成があて職となっており、公募は適さない。	予防接種健康被害調査委員会規則第3条の規定により委員の構成が定められているが、その役職に女性が就いていないため。
23	健康推進課	木更津市健康づくり推進協議会	木更津市健康づくり推進協議会要綱	18	○	10	8	44.4%	×	審議内容の専門性等から委員構成があて職となっており、公募は適さない。	
24	健康推進課	木更津市食生活改善協議会	木更津市食生活改善協議会会則	49	○	0	27	100.0%	×	令和7年度は3年に一度の公募をする予定の年だったが、7年度末をもって事務局の役割を終了するため。	
25	スポーツ振興課	木更津市スポーツ推進審議会	木更津市スポーツ推進審議会条例	10以内	○	8	2	20.0%	○		
26	福祉相談課	木更津市民生委員推薦会	民生委員法	14	○	8	6	42.9%	×	木更津市民生委員推薦会規則第2条第2項の各号に掲げる者から委員を委嘱するため公募しない。	
27	福祉相談課	木更津市地域福祉推進委員会	附属機関設置条例	20以内	○	12	7	36.8%	○		
28	福祉相談課	木更津市自殺対策協議会	附属機関設置条例	12以内	○	7	4	36.4%	×	医療、福祉等関係団体からの推薦を受け委嘱しているため	
29	高齢者福祉課	木更津市福祉有償運送運営協議会	木更津市福祉有償運送運営協議会設置要綱	12以内	○	7	1	12.5%	×	要綱で委員が定められており、関係団体へ委員の推薦を依頼している。	専門要件と日程の都合から、結果的に男性が多く選任されたため。
30	高齢者福祉課	木更津市老人ホーム入所判定委員会	附属機関設置条例	7以内	○	4	2	33.3%	×	老人福祉法に定められている職種を関係機関へ委員の選出を依頼するため。	

審議会等委員への女性の参画状況調査表 令和7年度分

資料6

連番	課名	審議会等名	根拠法令	定数	令和8年3月31日現在の状況					公募していない場合は、その理由と今後の見込みなど	女性委員数が1/5以上でない場合は、その理由と今後の見込みなど
					設置・委嘱の有無	委員数			公募		
						男性	女性	女性比率			
31	高齢者福祉課	木更津市地域包括支援センター運営協議会	附属機関設置条例	7以内	○	3	4	57.1%	○		
32	高齢者福祉課	木更津市在宅医療・介護連携推進協議会（平成28年度～）	木更津市在宅医療・介護連携推進協議会設置要綱	なし	○	15	15	50.0%	×	専門性が強い内容を検討するため、関係団体へ委員の推薦を依頼している。	
33	障がい福祉課	障害福祉計画策定委員会	附属機関設置条例	12以内	○	6	6	50.0%	×	審議内容の専門性から、関係機関へ委員の選出依頼をしている。今後も公募の予定はない。	
34	障がい福祉課	障害支援区分認定審査会	障害者総合支援法	10以内	○	6	4	40.0%	×	審査内容の専門性から、公募では対応できず、性別の指定もできない。今後も公募の予定はない。	
35	介護保険課	木更津市介護保険運営協議会	附属機関設置条例	20以内	○	15	1	6.3%	○		関係機関へ委員の選出を依頼するため、性別を指定できない。今後、公募や関係機関からの推薦状況によっては、女性の割合が1／3以上になる可能性もある。
36	介護保険課	木更津市介護認定審査会	木更津市介護保険条例	40以内	○	33	7	17.5%	×	専門性の高さから公募は適さない。今後も関係機関へ委員の選出を依頼予定。	関係機関へ委員の選出を依頼するため、性別を指定できない。関係機関からの推薦状況によっては、女性の割合が1／3以上になる可能性もある。
37	介護保険課	木更津市介護保険事業計画施設等整備事業者選定委員会	附属機関設置条例	7以内	○	5	2	28.6%	×	専門性が高いこと及び事業者選定の公平性を確保する観点から公募は適さない。今後も公募を実施する予定はなく、市職員・有識者で適正に構成する。	
38	生活環境課	市営霊園建設委員会	附属機関設置条例	12以内	×						

審議会等委員への女性の参画状況調査表 令和7年度分

資料6

連番	課名	審議会等名	根拠法令	定数	令和8年3月31日現在の状況					公募していない場合は、その理由 と今後の見込みなど	女性委員数が1/5以上でない場合 は、その理由と今後の見込みなど
					設置・委 嘱の有無	委員数			公 募		
					男 性	女 性	女性 比率				
39	環境政策課	木更津市環境審議会	木更津市環境保全条例	18以内	○	15	3	16.7%	○		令和7年3月31日をもって委員の任期が終了したことから、令和7年4月1日に新たに委員18名を委嘱している。そのうち女性委員は3名で、令和6年度より1名増加した。公募枠以外の委員については、引き続き推薦依頼時に女性の推薦を働きかけたい。
40	資源循環推進課	木更津市廃棄物減量等推進審議会	木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	15以内	○	7	1	12.5%	○		各種団体からの女性推薦者が少なかったため。公募委員への応募者がなかったため。
41	農林水産課	木更津市農業振興地域整備促進協議会	附属機関設置条例	25以内	○	16	0	0.0%	×	審議内容が農業振興地域に関する事であるため公募をせず、関係団体から委員を推薦して頂いている。 関係団体からの委員の推薦については、今後も実施していきたいと考えている。	関係団体に委員の推薦を依頼しているが、男性が選ばれることが多い状況となっている。このため、引き続き推薦依頼の際には、女性の推薦についても配慮いただくよう働きかけたいと考えている。
42	農林水産課	木更津市水産振興推進委員会	附属機関設置条例	20以内	○	14	0	0.0%	×	審議内容が漁業に関する事であるため公募をせず、関係団体から委員を推薦して頂いている。 関係団体からの委員の推薦については、今後も実施していきたいと考えている。	漁業の各関係団体に委員の推薦を依頼したところ、男性の推薦のみであったため。女性の推薦があれば、委員を依頼したいと考えている。
43	農林水産課	木更津市農業振興推進委員会	附属機関設置条例	20以内	○	12	1	7.7%	○		農業の各関係団体に委員の推薦を依頼したところ、男性の推薦のみであったことと、公募したところ女性からの応募が1名であったため。今後、女性の推薦や女性からの応募があった場合は委員の依頼をしたいと考えている。
44	地方卸売市場	地方卸売市場運営審議会	木更津市公設地方卸売市場条例	15	○	11	1	8.3%	×	事業内容の専門性等から委員構成があて職となっており、公募はしていない。 各関係団体に委員の推薦依頼をしたが、女性の推薦が少なかったため。 推薦依頼時に、引き続き女性の推薦を働きかけたい。	各関係団体に委員の推薦依頼をしたが、女性の推薦が少なかったため。

審議会等委員への女性の参画状況調査表 令和7年度分

資料6

連番	課名	審議会等名	根拠法令	定数	令和8年3月31日現在の状況					公募していない場合は、その理由 と今後の見込みなど	女性委員数が1/5以上でない場合 は、その理由と今後の見込みなど
					設置・委 嘱の有無	委員数			公 募		
						男 性	女 性	女性 比率			
45	都市政策課	木更津市都市計画審議会	木更津都市計画審議会条例	13	○	11	2	15.4%	○		委員13名中、8名は団体からの推薦に基づき任命し、2名は役職に基づき任命しており、男女比を考慮した任命が難しい。 なお、事務局判断で任命している2名のうち、1名は女性委員としている。 公募委員1名については、女性委員の応募がなかったため男性委員となった。 今後も、事務局の判断で任命できる委員については、女性委員の比率を高めるよう努めたい。
46	都市政策課	木更津市景観推進審議会	木更津市景観条例	10	○	9	1	10.0%	○		委員10名中、6名は団体からの推薦に基づき任命し、2名は役職に基づき任命しており、男女比を考慮した任命が難しい。 公募委員2名については、女性委員の応募がなかったため男性委員となった。
47	住宅課	木更津市空家等対策協議会	木更津市空家等対策の推進に関する条例	14以内	○	11	3	21.4%	×	各団体からの推薦により委員を決定しているため。	
48	住宅課	公営住宅建築委員会	附属機関設置条例	10以内	×						
49	建築指導課	木更津市建築審査会	建築基準法 木更津市建築審査会条例	5	○	4	1	20.0%	×	各専門分野から委員を依頼しているが、女性が少ない分野からは登用が見込めない状況である。	
50	下水道推進室	木更津市下水道事業審議会	附属機関設置条例第3条	25以内	×						
51	下水道推進室	下水処理場漁業関係委員会	附属機関設置条例	9以内	○	9	0	0.0%	×	漁業について専門知識を有することが必要なため、公募は行っていない。	漁業関係に携わる団体の役職員及びそれに関する人員で構成しているため、現在、女性がこの職に就いているケースが少なく、登用が困難である。

審議会等委員への女性の参画状況調査表 令和7年度分

資料6

連番	課名	審議会等名	根拠法令	定数	令和8年3月31日現在の状況					公募していない場合は、その理由と今後の見込みなど	女性委員数が1/5以上でない場合は、その理由と今後の見込みなど
					設置・委嘱の有無	委員数			公募		
						男性	女性	女性比率			
52	土木課	木更津市水防協議会	木更津市水防協議会設置条例	25以内	○	18	2	10.0%	×	委嘱基準となる木更津市水防協議会設置条例第3条第2項（1）関係行政機関の職員及び（2）水防関係団体の代表者は充て職であり、木更津市水防協議会設置条例に公募枠がなく、今後も公募の実施はしない。	委嘱基準となる木更津市水防協議会設置条例第3条第2項（1）関係行政機関の職員及び（2）水防関係団体の代表者は充て職であり、現在その職に就いている女性が少ない。また（3）の学識経験者を有するものは、該当がなかったため、女性委員の参画は難しいが、今後第3条第2項（3）の委員について、検討していきたい。
53	土木課	木更津市自転車活用推進委員会	木更津市自転車活用推進委員会設置規約	20以内	○	15	2	11.8%	○		委嘱基準となる木更津市自転車活用推進委員会設置規約第3条第2項の（1）から（3）、（5）から（6）の代表者等は充て職であるため、女性が少ない。今後の見込については、改選は行わないが、新年度の異動により増減する可能性がある。
54	教育総務課	奨学事業運営審議会	木更津市奨学事業運営審議会設置条例	8	×						
55	学校教育課	木更津市就学支援委員会	木更津市就学支援委員会規則	20以内	○	3	12	80.0%	×	審査内容の専門性等から、公募によって委員を選出することが難しいため。	
56	学校教育課	木更津市中心の教育推進協議会	木更津市中心の教育推進協議会規約第1条	30以内	×						
57	生涯学習課	社会教育委員会議	木更津市社会教育委員に関する条例	18	○	11	7	38.9%	×	木更津市社会教育委員に関する条例の根拠法令である社会教育法第17条第2項において「教育委員会の諮問に応じ、これに対し、意見を述べる」とあり社会教育に関する一定の見識が求められることから、公募は行っていない。また、上記の理由から今後も公募の予定はない。	
58	生涯学習課	生涯学習推進協議会	木更津市生涯学習推進協議会設置要綱	14	×					令和7年度は見直し中のため。	

審議会等委員への女性の参画状況調査表 令和7年度分

資料6

連番	課名	審議会等名	根拠法令	定数	令和8年3月31日現在の状況					公募していない場合は、その理由と今後の見込みなど	女性委員数が1/5以上でない場合は、その理由と今後の見込みなど
					設置・委嘱の有無	委員数			公募		
						男性	女性	女性比率			
59	生涯学習課	青少年問題協議会	木更津市青少年問題協議会設置要綱	21	○	14	6	30.0%	×	木更津市青少年問題協議会設置条例の根拠法令である地方青少年問題協議会法第2条第1項において「青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。」とあることから、高度な専門性が求められるため、公募は行っていない。また、上記の内容から今後も公募の予定はない。	
60	文化課	木更津市文化財保護審議会	木更津市文化財保護条例第17条	5	○	3	2	40.0%	×	専門性が必要であり、学識経験のある適任者を選定し、委嘱しているため、公募していない。	
61	文化課	木更津市史編集委員会	附属機関設置条例	10以内	○	6	4	40.0%	×	専門性が必要であり、学識経験のある適任者を選定し、委嘱しているため、公募していない。	
62	学校給食課	木更津市学校給食費検討委員会	木更津市学校給食費検討委員会条例	10以内	×						
63	まなび支援センター	青少年指導関係運営協議会	木更津市まなび支援センターの設置及び管理に関する条例	15以内	○	8	6	42.9%	×	事業内容の専門性から、公募ではなく教育機関や関係団体等に委員の推薦を依頼しており、今後も公募の予定はない。	
64	図書館	図書館協議会	木更津市立図書館設置及び管理条例	10以内	○	2	8	80.0%	×	木更津市立図書館設置及び管理条例第9条の根拠として、図書館法施行規則第12条に図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるうえで、参酌すべき基準として「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する」と規定されていることから公募は適さない。	

審議会等委員への女性の参画状況調査表 令和7年度分

資料6

連番	課名	審議会等名	根拠法令	定数	令和8年3月31日現在の状況					公募していない場合は、その理由 と今後の見込みなど	女性委員数が1/5以上でない場合 は、その理由と今後の見込みなど
					設置・委 嘱の有無	委員数			公 募		
						男 性	女 性	女性 比率			
65	木更津市郷土博 物館金のすず	木更津市郷土博物館金のすず協議会	木更津市郷土博物館金のすずの設置 及び管理に関する条例	10以内	○	5	1	16.7%	×	「木更津市郷土博物館金のすず の設置及び管理に関する条例」 の根拠法である博物館法の第2 3条に「博物館協議会は、博物 館の運営に関し館長の諮問に応 ずるとともに、館長に対して意 見を述べる機関とする」とある ことから、その構成員には高度 な専門性が求められるため、公 募は適さない。	学識経験者として選任できる人が男 女問わず少ないこと、また他関係機 関への委員推薦を依頼する際、性別 を強く指定できないため。 今後については、専門知識を持つ 女性がいるか広く情報を収集してい く。
66	中央公民館	公民館運営審議会	木更津市立公民館設置及び管理運営 条例	20	○	11	9	45.0%	×	各地区からの推薦と団体推薦 来年度廃止予定	
67	選挙管理委員会	木更津市明るい選挙推進協議会	木更津市明るい選挙推進協議会規約	30以内	○	5	7	58.3%	×	木更津市明るい選挙推進協議会 規約第5条の規定により、市内 に所在する公私の団体の有識者 及び学識経験者をもって構成す るため、関係者からの推薦によ り委嘱している。また、活動内 容上、特定の政党等に所属して おらず政治的に中立・公平な立 場であることが求められるた め、調査票作成時点において は、今後も公募の予定はない。	
68											
69											
70											